

令和 2 年 7 月 14 日
改訂 令和 2 年 10 月 23 日
改訂 令和 3 年 1 月 12 日
改訂 令和 3 年 6 月 17 日
改訂 令和 3 年 8 月 27 日
改訂 令和 3 年 10 月 12 日
改訂 令和 3 年 12 月 27 日
改訂 令和 4 年 6 月 8 日
改訂 令和 4 年 8 月 1 日
改訂 令和 4 年 9 月 3 日
改訂 令和 5 年 1 月 5 日
改訂 令和 5 年 3 月 13 日
改訂 令和 5 年 4 月 1 日
改訂 令和 5 年 5 月 7 日

県立足柄ふれあいの村
新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル

1. 本マニュアルの趣旨・位置づけについて

本マニュアルの策定にあたっては、国や県が示す指針を基に、当村の現状や様々な観点を総合的に鑑み、施設運営にあたっての要点を規定するものであります。

本マニュアルを基に、施設の運営方針やご利用者の皆様に対して、利用にあたっての協力依頼「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」を策定しています。

なお、国や県による新たな基準の公表や方針変更・要請に伴い、本マニュアルを必要に応じて速やかに内容を見直すものとします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

○適切な場面でのマスクの着用、密の回避、手洗い等の手指の衛生、効率的な換気を行う。

※村内でのマスクの着用は、「別紙 足柄ふれあいの村村内での活動及び生活時におけるマスク着用の考え方について」に詳細を定める。

○県教育委員会や愛川ふれあいの村等と連携、連絡調整を行いながら防止対策を進める。

3. 受入にあたっての留意事項

(1) 受入可能な団体、利用者の条件（宿泊・日帰り共通）

○当村が示す感染予防対策にご理解をいただき、別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項に基づきご利用いただくこと。

○新型コロナウイルスへの感染が確認されてから 5 日間の間にご利用される場合には、他者への感染の可能性があることから、ご利用を控えて頂くことも含め、利用される際には、村内でのマスクの着用等、可能な限りの感染予防対策を実施するとともに、ご自身の体調管理に十分留意して頂くこととする。

(2) 宿泊室の鍵の受け渡し時間の変更について

- 宿泊室の使用後に於ける、換気時間の確保のため、鍵の受け渡し時間を、従来の 11 時から 12 時へ変更する。なお、返却時間については現行通り 10 時とする。

4. 施設利用に於ける感染防止対策

(1) 活動時

- 村内での活動のあらゆる場面において、屋内での密になる場面等では、定期的な換気の実施や、手指の消毒、対人距離の確保、状況に応じた適切なマスクの着用を推奨する。

(2) 食事提供について（日帰り・宿泊共通）

- 室内食（ビュッフェ）（朝食・昼食・夕食共通事項）

- ・食堂内では多くの利用者が集う空間であることを踏まえ、各個人、団体毎の判断により、適切なマスクの着用を推奨する。
- ・配食について、学校や各種団体は、各団体専用のレーンから各人で盛り付けを行い、家族・グループ等については、配席した各テーブルに料理を入れた食缶（入れ物）で提供する。

(3) 利用者の方への周知、お願い事項

- 消毒液、体温計、予備のマスク等を必要に応じて持参すること。
- 別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、ご理解とご協力をいただく。
- 宿泊室の使用時は、必要に応じて利用者に高頻度接触箇所等の消毒作業をして頂く。この際の消毒作業に必要なアルコール等は管理棟受付で貸出する。
- 宿泊室の退室時は、換気のために窓を網戸にして頂くこと。

5. 感染疑義者が発生した場合の対応について

- 保健室に移動、症状や状況を確認の上、速やかな退村を促す。

6. 管理運営上に於ける感染防止対策

(1) 施設共通

- 村内各所へ、手指用の消毒液を設置する。

(2) 職員の安全確保

- 出勤前及び出勤後に、感染・発症が疑われる（発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等）体調不良の症状がある場合は、直ぐに退勤又は出勤を控える様に指示し、医療機関への受診を促す。
- 同居家族や日常接する機会のある身近な知人に感染・発症が疑われる方がいる場合は出勤を控える。
- 状況や必要に応じたマスク等の適切な着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底をする。

○事務所は1時間に1回程度の換気を行う。

附記

本マニュアルは令和5年5月7日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。